

京都府社会福祉協議会顧問税理士設置にかかる募集要項

1 業務の趣旨

本会会計事務について、税理士から継続的に経理処理や税務に関する助言やサポートを受けることにより、業務の拡大に対応するとともにチェック体制を強化し、適切かつ迅速な経理処理を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務内容:別紙仕様書のとおり。
- (2) 委託期間:2023年4月1日から2023年3月31日まで
- (3) 契約更新:業務委託は1年契約とする。
更新する3か月前までに双方から申し出がないときは、同条件で更新する。
- (4) 予定額上限:1,000,000円(消費税抜き)

3 応募者の参加資格要件等

(1) 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 税理士資格を有し、かつ社会福祉法人会計に精通していること。
- ② 京都府内に本支店または事務所等を有していること。
- ③ 都道府県税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きを行っている団体でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 本会の理事長又は理事、もしくはこれらの者の親族(3親等以内)が役員についている等、特別な理解関係を有しないこと。

(2) 業務の再委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。

5 選定の概要

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) 応募書類

提出書類名		部数	内容・記載を要する事項等	備考
1	参加申込書	1部		別記様式1
2	経費見積書	1部	上限額は1,000,000円(消費税抜)	様式任意
3	納税証明書	1部	都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納のない証明書	
4	法人・組織概要書	1部	押印不要 会社概要・パンフレット、実績等を添付してください。	別記様式2
5	宣誓書	1部	参加資格要件に関する宣誓	別記様式3

※会社概要・パンフレットがある際は、5部添付してください。

(3) 書類提出期間 2022年10月13日(木)~2022年11月7日(月)必着

(4) 提出方法 郵送又は持参

(5) 提出場所 京都府社会福祉協議会 事務所
京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 ハートピア京都 5階
総務部 総務課 担当:北尾(Tel 075-252-6291)

(6) 提案内容の審査

本会が設置する選考委員会による応募書類の書面審査、プレゼンテーション審査を実施し、選定するものとします。

なお、応募多数の場合は、書類審査を行ったうえでプレゼンテーションを実施する場合があります。

(7) プレゼンテーション

日時・場所 別途通知(令和4年11月17日(木)実施予定)

時間 説明10分、質疑応答10分(合計20分以内)

(8) 審査結果の通知

提案に対する結果は、後日、全応募者へ通知します。

(9) その他

①本会の組織、事業、事業報告書、決算書等についてはホームページを参照すること。

②様式1及び②についてはホームページに記載されているものを使用すること。

(ホームページ <http://www.kyoshakyo.or.jp/>)

6 運營業務受託候補者の選定後の手続き

委託契約締結日 2023年4月1日

契約締結までに業務の遂行に関する内容について本会の経理事務を行う総務部総務課と調整、打ち合わせ等を行います。

7 留意事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。また、候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しません。

- ア 審査結果通知日までに応募者が4(1)参加資格要件を満たさなくなった場合
- イ 経費見積書の金額が、予定額上限を上回る場合
- ウ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合
- エ その他、契約相手方として不相当と判断される行為があった場合